

標準必須特許ライセンスの透明性と 予見可能性の向上

—欧州委員会の欧州 SEP 規則案撤回についての考察と今後への期待—

弁理士 佐藤 英二郎

要 約

標準必須特許（SEP）のライセンスに関わる紛争については、透明性・予見可能性が欠如していることが問題になっている。どの標準技術にどのような SEP が存在するのかがわかりにくく、SEP の FRAND ライセンス条件やライセンス料の算定方法などの判断が各国の裁判所で異なることによって、紛争解決へのプロセスが複雑化し、紛争が長引き、解決コストも高くなっていると言われている。また、透明性・予見可能性の欠如は、競争法上の観点でも問題であると言われている。

このような問題意識が世界的に認識されている中、欧州委員会が 2023 年 4 月に公開した欧州 SEP 規則案は、SEP の登録簿への登録、累積ロイヤルティの算定、SEP 必須性の評価、FRAND ライセンス条件の決定を独立した一機関がワンストップで実施する仕組みをつくる意欲的な取り組みであったが、欧州議会で採択された後、EU 理事会では合意が得られず、2025 年 2 月に欧州委員会によって撤回された。

本稿では、欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案が、SEP の透明性・予見可能性を向上するうえで如何に重要であったかについて改めて詳述し、欧州 SEP 規則案の問題点についてどのように対処すれば透明性・予見可能性を高める仕組みづくりがうまくいくのか検討した結果を述べる。

今後欧州委員会がどのような方向性で SEP の透明性・予見可能性を向上する取り組みをしているのかは公表されていないが、長期にわたって SEP の透明性・予見可能性の向上に取り組んできた欧州委員会の熱意に期待して、今後の欧州の動きを見ていきたい。

目 次

1. はじめに
2. 欧州委員会の欧州 SEP 規則案をめぐるこれまでの動き
3. 欧州 SEP 規則案の内容
4. SEP ライセンスの透明性と予見可能性を向上する枠組みとしての欧州 SEP 規則の重要性
 - 4.1 日本企業から見た欧州 SEP 規則の意義
 - 4.2 欧州 SEP 規則案のそれぞれの枠組みの重要性
5. 欧州委員会による欧州 SEP 規則案の撤回についての考察
6. 今後への期待
7. おわりに

1. はじめに

標準化は、技術・仕様が統一されることで、互換性、品質、性能、信頼性、安全性、環境性、低価格性、セキュリティなどが向上し、技術の普及や市場の拡大が見込め、イノベーションを促進し、消費者の利便性も向上する重要な取り組みであり、現代の生活の中で標準技術の利用は欠かせないものとなっている。このような中、近年の IoT 関連技術や無線通信技術などの開発の活発化に伴い、これらの分野を中心として、

標準必須特許（SEP）についての権利行使の在り方や紛争解決のための交渉の在り方などについて、様々な議論が活発になされてきた。しかし、SEP 保有者と実施者の間に発生する紛争の解決法や交渉の在り方などについては、透明性や予見可能性が乏しいことによって、紛争解決へのプロセスが複雑化し、紛争が長引き、解決コストも高くなってしまっていることが問題視されてきた。また、SEP に関する情報の透明性や予見可能性が低いことは、標準技術を採用した事業を開始しようとする者にとってコストを予測することを困難にさせ参入の開始を妨げる要因にもなっていた。

さらに、SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性が低いことは、競争法上の観点からも問題となる。SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性が低い場合は、SEP 保有者が事業上の競争関係にある SEP 実施者を排除することにつながる可能性があり、また、同じ標準規格の技術を採用して事業を行う複数の SEP 実施者が競争関係にある場合、当該標準規格の技術を使用する特定の事業者が過度な負担を強いられる可能性もあるためである。

このような中、紛争解決にあたっては、各国で司法判断が異なることによって、自己に有利な訴訟地で司法判断を求めるフォーラムショッピングが横行し、また、異なる国で並行して訴訟が提起され、国ごとに異なる（矛盾する）判決が出されたりするようになってきている。SEP に関する訴訟では、グローバル FRAND ライセンス条件をどの裁判所が定めるかの覇権争いとも言えるような状況も生じており、また、ASI（Anti-Suit Injunction）⁽¹⁾ や AASI（Anti-Anti-Suit Injunction）の提起なども行われるなど、紛争が複雑化、長期化する状況になっている。

ライセンス交渉や紛争が長期化・複雑化せず、誰もが安心して、標準技術の開発や標準化の制定ならびに標準技術の利用ができるように、ひいては標準化にかかわるイノベーションの促進と標準技術の利用による産業の発達を促進するため、現在の予測困難で断片的かつ非効率的な SEP ライセンス環境は是正されるべきであり、SEP ライセンスの透明性と予見可能性を向上させる取り組みが非常に重要になっている。

2. 欧州委員会の欧州 SEP 規則案をめぐるこれまでの動き

上述したような状況下で、SEP 分野では、一貫した透明で予見可能性が高い制度が望まれてきた。ここでいう透明性とは、たとえば、どの標準技術にどのような SEP が存在するのかの公開、SEP のライセンス条件（特に FRAND ライセンス条件）の明確化、SEP のライセンス料の算定方法の透明化などであり、予見可能性の向上とは、SEP に関するルールや手続きをできる限り明確にして、SEP 保有者や SEP 実施者が将来的な利益やリスクを予測しやすくすることなどである。

このような中、欧州委員会が 2023 年 4 月に公開した標準必須特許に関する規則案⁽²⁾（以下欧州 SEP 規則案という）は、一機関がワンストップで、SEP の登録簿への登録・公開、累積ロイヤルティの算定、SEP 必須性の評価、FRAND ライセンス条件の決定を実施する仕組みをつくる意欲的な取り組みであり、SEP に関する高い透明性と高い予見可能性がある制度制定をめざした取り組みとして、高く評価できるものである。

この欧州 SEP 規則案は、2024 年 2 月に欧州議会において採択されたものの、EU 理事会での審議はまともならず、2025 年 2 月に欧州委員会によって正式に撤回され、そのまま現在に至る。

しかしながら、欧州 SEP 規則案の内容および欧州委員会の欧州 SEP 規則制定に向けたこれまでの動きは、SEP に関する透明性と予見可能性を高めるために極めて重要な役割を果たしてきたと言える。欧州委員会の欧州 SEP 規則制定に向けたこれまでの動きをまとめると次のとおりである。

-
- (1) 訴訟差止命令。実質的に同じ紛争が複数の国で並行して係争している場合に、一方の当事者に対して外国の裁判所で訴訟を提起したり継続したりすることを禁止する差止命令
 - (2) COM (2023) 232 - Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on standard essential patents and amending Regulation (EU) 2017/1001

まず、欧州委員会は、2017年11月29日に、標準必須特許に対するEUのアプローチの提示⁽³⁾を発表し、SEPの情報公開に関する透明性を向上すべきことや、SEPのFRAND条件によるライセンスについての一般的原則、SEPに関する予見可能な権利行使環境を整えることの重要性などについて述べた。

そして、欧州委員会は、2020年11月25日に、知的財産行動計画⁽⁴⁾を発表し、SEPライセンス供与に関する透明性と予見可能性の向上が必要であるとし、特にデジタル化やIoT分野での技術普及においてSEPの役割が重要であり、誠実な交渉を促進し訴訟を回避するために、ライセンス交渉の枠組みをより明確かつ予見可能にする仕組みの必要性を強調した。

このような経緯を経て、2023年4月27日、欧州委員会は正式に欧州SEP規則案を公表した。この欧州SEP規則案については2023年8月までパブリックフィードバックの募集が行われたが、これと併行して、域内外の様々な事業者、団体、政府機関関係者などから、欧州SEP規則案への意見表明（多くは反対意見）が出されるに至った。

その後、欧州SEP規則案は、欧州議会（European Parliament）の常設委員会の修正案（非常に多くの修正案）を付帯した形で2024年2月28日に欧州議会で正式に採択された⁽⁵⁾。EUにおける立法化手続きはいわゆる二院制のような形をとっており、欧州議会で採択された規則案は、各加盟国からの閣僚級代表で構成されるEU理事会（Council of the European Union）に送付され審議される。このEU理事会での審議では非常に多くの事項が審議されたものと思われるが⁽⁶⁾、結局、審議は合意に至らず、EU理事会での採択・否決の判断が行われないうまま、欧州議会の採択から約1年が経過した2025年2月11日に、欧州SEP規則案は提案元である欧州委員会によって正式に撤回されるに至った。撤回時の欧州委員会のコメントによれば、撤回の理由は「予見可能な合意の欠如」である。欧州委員会は、「別の提案を提出するか、異なるタイプのアプローチを選択するか、検討する」としている。その後、欧州委員会からの今後の方針などの表明は現時点では出されていない。

3. 欧州SEP規則案の内容

欧州委員会が提案した欧州SEP規則案の内容は、EUIPO内へのコンピテンスセンターの設置（Title II）、登録簿へのSEP登録（Title III）、累積ロイヤルティの届出および決定（Title III）、SEPの必須性チェック（Title V）、FRAND裁定（Title VI）、中小企業支援（Title VIII）をその枠組みの大きな柱としている。

欧州SEP規則案の内容は、欧州委員会のウェブページ⁽⁷⁾で全文を読むことができるほか、欧州SEP規則案の内容をまとめて解説した論文や記事も多数あるので、本稿ではその内容の説明は省略する。

4. SEPライセンスの透明性と予見可能性を向上する枠組みとしての欧州SEP規則の重要性

4.1 日本企業から見た欧州SEP規則の意義

欧州委員会が提案した欧州SEP規則案のように、欧州においてSEPに関する統一的なワンストップ解決

(3) EUROPEAN COMMISSION COMMUNICATION COM (2017) 712 final : Setting out the EU approach to Standard Essential Patents (2017.11.29)

(4) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS COM (2020) 760 final : Making the most of the EU's innovative potential, An intellectual property action plan to support the EU's recovery and resilience (2020.11.25)

(5) 欧州議会での採択時の得票数は賛成454票、反対83票、棄権78票であった。

(6) EU理事会の審議の結果、修正が必要な場合、EU理事会は欧州議会のReporting Committeeへの修正指示および差し戻しを行う（いわゆる「読会」と称される）。また、欧州委員会、欧州議会、EU理事会による協議（「トリログ」と称する）が行われる場合がある。欧州SEP規則案のEU理事会での審議において、読会が繰り返して行われたか、トリログが行われたか、どのような内容であったかなどについては、情報は公開されていない。

(7) https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/com2023232-proposal-regulation-standard-essential-patents_en

支援制度が設けられることは、日本企業の立場（SEP 保有者・実施者双方の立場）から見た場合に、どのような意義があるであろうか。冒頭で述べたように、これまで、SEP ライセンスの紛争解決にあたっては、解決のための判断基準が統一的に定められたものがなく、各国で司法判断が異なり、紛争解決へのプロセスも複雑化し、紛争が長引き、また、標準技術を採用した事業に参入したい者にとってコストを予測することが難しく参入を困難なものにしてきた。

このような状況下では、世界のどこかで誰かが統一的なワンストップ解決支援制度を設け、SEP ライセンスの透明性・予見可能性を高める仕組みをつくることは非常に重要である。日本企業にとって、欧州は、特許の保有や事業の実施に関し重要な地域である場合も多い。そして、現時点において、欧州が、SEP ライセンスの透明性と予見可能性を高めるワンストップでの解決支援制度を作ることに最も意欲的である。これは、前述のように、欧州委員会が 2017 年から、SEP に係る情報の透明性・予見可能性を向上するためのワンストップ解決の仕組みづくりを重要な政策課題としてきたことにも表れており、かつ欧州は、SEP に関する裁判例も多く、SEP 問題に詳しい専門家も多いため、SEP 問題をワンストップで解決するための文化、土壌、経験などが蓄積されていると言える。今、SEP のワンストップでの解決の仕組みを世界のどこかで作るとすれば、現時点では欧州は非常に適している。欧州で仕組みづくりが積極的に行われ、SEP に関する適切な判断が蓄積されていけば、日本を含む世界の SEP 保有者、SEP 実施者にとって、SEP ライセンスに関する様々な事柄が予測可能になり、SEP ライセンスの効率が大きく向上していくことが期待できる。

4.2 欧州 SEP 規則案のそれぞれの枠組みの重要性

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案は、SEP ライセンス・SEP 紛争に関する透明性・予見可能性を向上し、独立機関がワンストップで解決の支援をする仕組みであるが、欧州 SEP 規則案に示される、次の 4 つの柱（理念）は非常に重要である。

- (1) 中央 SEP 登録データベースの設置と管理
- (2) 独立した専門家による SEP の必須性チェック
- (3) SEP の累積ロイヤルティがわかる仕組み
- (4) 独立機関による一元的 FRAND 裁定

以下、欧州 SEP 規則案が実現しようとした、それぞれの柱（理念）の重要性について述べる。

(1) 中央 SEP 登録データベースの設置と管理

標準化は、技術・仕様が統一されることで、互換性、品質、性能、信頼性、安全性、環境性、低価格性、セキュリティなどが向上し、技術の普及や市場の拡大が見込め、イノベーションを促進し、消費者の利便性も向上する重要な取り組みであることは冒頭でも述べたが、これは言わば、「皆で使う技術」を定める活動であり、誰もが安心して利用できる技術を統一して定めることで、社会全体でその便益を享受する活動である。このような標準化の目的の下では、特許との関係でも、標準技術を使う者にとってわかりやすいライセンス環境を実現し、標準技術を安心して使えるようにすることが重要である。

しかしながら、現在は、標準技術を使う際に、標準技術に関連してどのような特許が存在しているのかわかりにくいのが現状である。特に SEP は、標準規格で規定された機能・技術を採用した製品やサービスなどを提供すると必ず使わざるを得ない特許であるため、SEP に関しては、標準規格との関係でどのような SEP が存在しているのかを常にわかるようにしておく仕組みが非常に重要である。

標準化の過程においては、特許権の排他的効力によって過度に標準技術の使用や普及が妨げられることがないように、多くの標準化機関（SDO, Standards Development Organization）が、標準化プロセスへの参加者に対して、SEP の保有を申告することを要求している。しかしながら、SDO によっては、特許を特定しない包括的な SEP 保有宣言で構わないとしている SDO もあるため、その標準技術を使う際に、どのような

SEPがあるのかわかりにくくなっている。また、標準化プロセスへの参加者に対して、その参加者が保有するすべてのSEPを申告してそのSEPについてFRAND（公平、合理的、非差別的）条件でライセンスすることを宣言するようIPRポリシーとして義務づけているSDOも多いが、このようなSDOによる標準規格では、どのようなSEPが存在するのかは比較的把握しやすくなってはいるものの、完成した標準規格との関係でSEPのリストが見直されたものになっているとはかぎらない。標準規格が完成した時点でSEP保有者から当該標準規格に関するSEPを通知させ、SEP情報を集約した中央SEP登録データベースに掲載しておくことは、極めて重要なことであると言える。

このように、ある信頼できる機関が、SEPに関連する正確な情報を把握できる中央SEP登録データベースを設置し、情報のある種の強制力をもって収集して掲載し、そのデータベースを管理することで、何時でも誰でもデータベースを見に行けば正確なSEP情報が把握できるしくみを作ることは、極めて重要であり、特に、標準技術を現在使っている者、および、これから標準技術を使ったビジネスに参入しようとする者にとって、非常に役に立つ仕組みとなる。

(2) 独立した専門家によるSEPの必須性チェック

標準化の過程において特許保有者がSDOにSEPとして申告した特許や、SEPのライセンス交渉の際に特許保有者がSEPであると称する特許の中には、標準規格との関係で、必須性を満たしていないものも少なからず含まれていると言われている。

標準化の過程において、多くのSDOでは、申告された特許の必須性についてはチェックしていない。標準化の過程で特許保有者からSEPの保有が申告される場合、将来SEPのロイヤルティがその標準に関するSEPの全件数に占める保有SEP件数の割合に応じて算出される可能性があるため、申告する者としては必須性があやふやな特許も含めてSEPとして多めに申告してしまう傾向があると言われている。また、SDOへのSEP申告は標準規格が定まる前に行われる場合も多く、SEP申告後に標準規格が変遷しながら定まっていく過程によっては、事後的に必須性を失う特許も出てくる可能性がある。標準化においてはこのような必須性を失った特許もSEPとして申告されたままとなる。さらには、特許出願中の段階で申告されるSEPも多い。特許出願の審査の過程によってはクレームが補正され登録時には必須性が無くなっている特許もある可能性があるが、このような特許も、SEPとして申告されたままとなっている。

このように、標準化の過程で申告されるSEPに必須性がない特許が含まれてしまうことは、避けられない事象であるとも言える。したがって、独立した機関による一元的なSEP必須性チェックが行われる仕組みは歓迎されるべき仕組みである。実務では、必須性があるかどうか定かでない特許を含む多数の特許をSEPの束としてライセンスオファされることは多い。実施者側が多数の特許を束にしたライセンスオファに対して個別の特許ごとに必須性の有無を調査しSEP保有者と必須性があるかどうかを争うことは時間がかかりすぎてライセンス交渉のプロセスとしては現実的でない。また、ライセンスオファされる実施者の企業がサプライチェーンにおける下流企業である場合、サプライチェーンの上流で部品に組み込まれた標準技術については技術的に詳しくない場合も少なくなく、必須性の検討には困難を伴う場合もあり得る。

このような背景がある中、独立した機関による一元的なSEP必須性チェックが行われ、SEPのライセンスオファでは必須性チェックでお墨付きを得た特許がリスト掲載され、SEPのライセンスオファから必須性のない特許が除外されていけば、SEP使用者側も多数の特許を束にしたSEPライセンスオファに対して安心してライセンス取得を検討することができるようになるであろう。これはライセンス交渉を適切に促進することにつながり、SEP使用者、SEP保有者の双方にとって有益である。また、前述したとおり、SEPのロイヤルティは、その標準に関するSEPの全件数に占める保有SEP件数の割合に応じてロイヤルティが算出される実務慣行もあるため、必須性のない特許が標準に関するSEPから除外されていくことは、SEP保有者にとってもメリットがあることであろう。

(3) SEP の累積ロイヤルティがわかる仕組み

SEP 保有者と SEP 実施者の間で発生する SEP ライセンスに関する争いが合意に至らない大きな要因のひとつは、双方が考える SEP ロイヤルティに隔たりがあるからである⁽⁸⁾。そして、SEP ライセンスに関する紛争を解決するには、特にグローバルなロイヤルティの算出が極めて重要になる。したがって、グローバルな累積ロイヤルティの算定と開示こそ、迅速な紛争解決のために SEP 保有者、SEP 実施者双方にとってメリットがある。たとえ紛争が発生していなくても、これから標準技術を使うビジネスに参入する者にとって、グローバルな累積ロイヤルティが算定され開示されることは、透明性・予測性が高く、標準技術を使用したビジネスに参入するかどうか適切に判断できる材料を提供するものとなる。また、SEP 保有者にとっても、予想されるグローバル累積ロイヤルティが算定され公表されることで、SEP のライセンス供与の交渉が容易になり、SEP ライセンスのコスト削減にもつながる。

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案では、SEP 保有者にグローバルな SEP の累積ロイヤルティを通知させて独立機関が開示するという制度にとどまらず、SEP 保有者又は SEP 実施者が、グローバルな累積ロイヤルティに関し、非拘束的な専門家の意見を求めることができる制度を採用している。このような当事者がグローバルな累積ロイヤルティの算定を求めることができる仕組みも、SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性を高め、紛争解決の迅速化につながるものと言える。

(4) 独立機関による一元的 FRAND 裁定

SEP 保有者と SEP 実施者の間で SEP ライセンスの交渉や紛争が長期化したり複雑化することの一因として、SEP 保有者と SEP 実施者の間で FRAND 条件を構成するものをどう解釈するのか当事者間で考えに隔たりがあることが挙げられる。たとえば FRAND 宣言をした特許による差止めの可否、可とする場合に交渉プロセスや交渉態度がどのように影響するか、FRAND ロイヤルティ算定はどのようになされるべきか、FRAND の被差別条件はどのように解釈されるべきかなどについて、当事者間の考え方に隔たりがある場合などである。

これらに関して、調和のとれたグローバルな統一的枠組みが欠如していること、裁判所によって考え方が異なることが、交渉当事者の双方に不確実性を生み出し、その結果、紛争解決の長期化や、訴訟のフォーラムショッピングなどにつながってきた。

独立機関による一元的 FRAND 裁定が実現し、より効率的で双方当事者にとってバランスの取れたシステムが構築され、明確なガイドラインが確立されれば、不必要な紛争を減らし、SEP 保有者と実施者の両方に利益をもたらすことができる。欧州 SEP 規則案が提案する FRAND 裁定は拘束力がないものではあるが、グローバル SEP ライセンスに関する統一的枠組みが信頼できる機関から示され積み重ねられていくことによって、SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性は現在の状況よりも大幅に高くなっていくと思われる。

5. 欧州委員会による欧州 SEP 規則案の撤回についての考察

上述の通り、欧州 SEP 規則案は、欧州議会にて正式に採択された後、EU 理事会での審議では合意に至らず、EU 理事会での採択・否決の判断が行われないうまま、欧州議会の採択から約 1 年が経過した 2025 年 2

(8) SEP のロイヤルティ算定手法には、様々な考え方があり、SEP 保有者の立場と SEP 実施者の立場とで意見が対立している。たとえば、トップダウン型アプローチかボトムアップ型アプローチか、最小販売可能特許実施単位 (SSPPU, Smallest Salable Patent Practicing Unit) を基準とするか市場全体価値 (EMV, Entire Market Value) を基準とするか、標準が市場において広く採用される前の価値 (ex ante) を基準とするか標準化されたことによる価値 (ex post) も考慮するかなど。このような算出手法も含めて、透明性・予見可能性のある統一的な考え方が示されることは歓迎すべきことである。

月 11 日に、提案元である欧州委員会によって正式に撤回された。欧州委員会が示した撤回の理由は「予見可能な合意の欠如」であり、その後、欧州委員会からの今後の方針などの表明は現時点では出されていない。

EU 理事会では、どのような議論がなされ、そして、どのような部分が障害となって「予見可能な合意」が見出せなかったのかについては、情報が公開されていないが、EU 理事会も、SEP 情報や累積ロイヤルティに関する透明性を高め当事者が FRAND 条件について効率的に合意できる手段を提供するという欧州 SEP 規則案の方向性には賛同していたと言われている。

欧州委員会が、現状の欧州 SEP 規則案をベースとする修正案では規則制定までたどり着くのが不可能であると判断して欧州 SEP 規則案を撤回したのか、それとも現状の欧州 SEP 規則案をベースとした修正欧州 SEP 規則案を再度提案するつもりでいるのかについては、現時点ではわからないが、SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上させる仕組みづくりは SEP 保有者、SEP 実施者双方にとって重要であり、また欧州委員会が示してきた SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上させる仕組みづくりへの意欲は非常に大きいものであるため、今後、欧州委員会がどのような方策をとるにせよ、欧州委員会が SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上させる仕組みづくりを強い推進力で進めていくことを期待したい。

本章では、現状の欧州 SEP 規則案をベースとする場合、欧州 SEP 規則案に対して各方面で指摘されていた主な問題点について触れ、どのような方向性でそれぞれの問題点に対処すればよいかについて考察してみたので、以下、述べたいと思う。

(1) EUIPO という特許に不慣れな機関

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案の問題点の一つは、EUIPO⁽⁹⁾ という特許に不慣れな機関が、欧州 SEP 規則を実現するうえで中心的役割を果たすとしていることである。

欧州 SEP 規則案では、EUIPO 内にコンピテンスセンターを設置し、コンピテンスセンターに、SEP の登録及びデータベースの作成と管理、必須性を判断する評価者や累積ロイヤルティの調停人および FRAND 裁定の調停人の名簿作成と管理、必須性判断のシステムの設定と管理、FRAND 決定プロセスの設定と管理、累積ロイヤルティ決定プロセスの設定と管理、中小企業に対する SEP に関するトレーニングなどの重要な役割を持たせることになっている。

しかしながら、EUIPO は、これまで、意匠、商標、地理的表示を扱ってきた機関であり、特許についてこれまで扱った経験はない。そのため、このような特許に不慣れな機関に、複雑な SEP 問題が扱えるのかという問題について各方面から大きな懸念が示されている。これは、次項以降で述べる FRAND 裁定や累積ロイヤルティおよび必須性の判断などで、特許に対する専門性が無い機関に、適切な、そして、公正・公平な判断が実現できる仕組みづくりが可能なのかという懸念である。

この点に関しては、一つの案としては、これまでに欧州において特許の専門的な判断を長期にわたって成し遂げてきた EPO (European Patent Office, 欧州特許庁) の手を借りるということが考えられる。たしかに EPO は欧州特許条約 (EPC, European Patent Convention) に基づいて創設された独立した国際機関であり、欧州連合の組織ではない。しかし、EPO はこれまで EUIPO と協力覚書を締結したり⁽¹⁰⁾、知的財産制度の整合性と効率性向上をめざす枠組みを構築するための協力関係をつくるなどしてきている。また、EPO は、欧州委員会とも、欧州におけるイノベーション促進のための協力関係を構築している⁽¹¹⁾など、

(9) 欧州連合知的財産庁 (EUIPO, European Union Intellectual Property Office)。EU 全体の商標・意匠・地理的表示を一元的に管理する欧州連合の専門機関。欧州委員会の直属機関ではないが、欧州委員会の政策実行を支援する役割を担っており、EUIPO の統治機関である管理委員会と予算委員会には欧州委員会の代表 2 名が参加している。

(10) EPO ウェブサイト <https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-euipo-renew-their-co-operation-2024-2025>

(11) EPO ウェブサイト <https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-european-commission-dg-research-and-innovation-sign-landmark-agreement>

EPO が蓄積してきた専門的な経験を生かし EUIPO や欧州委員会とも協力関係にある。

たとえば、欧州 SEP 規則案が提案するコンピテンスセンターを EPO 内に設置するか、コンピテンスセンターを EUIPO 内に設置するとしても EPO からの人事交流などで人材の手当てをするなど、EPO が蓄積してきた特許に関する専門的な経験、知見を最大限に生かす仕組みづくりが、この最大の心配事とも言える懸念を払拭するために必要なのではないだろうか。

(2) FRAND 裁定が終わるまで裁判を制限

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案では、SEP 保有者および SEP 実施者は、裁判手続開始前⁽¹²⁾に、調停人による FRAND 裁定プロセスを経なければならないとしている（規則案第 34 条）。また、EU 加盟国裁判所（UPC 含む）は FRAND 裁定終了の送達を受けた場合を除き、訴訟で FRAND 条件を決定する審理を進めてはならないとしている（規則案第 56 条第 4 項）。

これに対して、裁判手続開始前に FRAND 裁定プロセスを経る義務を課すことは、法的救済を不当に遅延・制限するものであり、欧州基本権憲章や欧州人権条約の定めにより全ての人に認められる紛争解決のための裁判をする権利を奪うものであるとの批判が出ている。

このような懸念、批判は、たしかに的確なものであり、欧州 SEP 規則案にある FRAND 裁定が終わるまで裁判を制限する制度は、裁判をする権利を不当に奪う制度であると言える。そのため、この懸念や批判に関しては、欧州での SEP の権利行使の際には欧州 SEP 規則案が提案する独立機関での FRAND 裁定プロセスを必須のものとしつつ、独立機関での FRAND 裁定プロセスが進行する期間中においても、当事者が自発的に裁判所の判断を求めることを制限しない、いわゆるダブルトラックのような制度が妥当なのではないだろうか。ここで欧州 SEP 規則案の定めるグローバル FRAND 裁定は「拘束力なし」としているため、結局、EU 加盟国裁判所（UPC 含む）に同時進行で判断を求めることができるようになると、拘束力のない欧州 SEP 規則案の定める FRAND 裁定は価値が無いものとなるのではないかとの懸念も生じるかもしれない。しかし、欧州 SEP 規則案が定める独立機関でのグローバル FRAND 裁定が統一的かつ的確な内容の結論を継続的に出すようになり、グローバル SEP ライセンス紛争解決に関して当事者双方が納得のいく妥当な結果として積み重ねられていく可能性はある。欧州 SEP 規則案が定める独立機関でのグローバル FRAND 裁定が透明性・予見可能性の高い統一的で的確な考え方であるとの評価が高まっていけば、交渉における当事者間で、あるいは提訴後の裁判所においても、そのような評価を重視するようになり、裁判所によっては裁判手続の進行を停止して欧州 SEP 規則案の定める独立機関でのグローバル FRAND 裁定の結果を待つ裁判所も出てくるのではなかろうか。

重要なのは、グローバル FRAND ライセンスの統一的枠組みが信頼できる機関から示され積み重ねられていくことであり、現在の状況のように裁判所によって異なる判断が出されることを防止し、SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性を現在の状況よりも大幅に高めていくことである。

(3) FRAND 裁定できるのか？

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案に対する懸念事項として、欧州 SEP 規則案でグローバル FRAND 裁定ができるのかという懸念がある。そして、この問題は、調停人に FRAND 裁定ができる能力・資質があるのかという点と、欧州に設置される機関がグローバルな条件について決定者となってよいのかという点に分けられる。

前者の、調停人に FRAND 裁定ができる能力・資質があるのかという懸念点については、コンピテンス

(12) SEP 保有者が加盟国の管轄裁判所に対し SEP 侵害訴訟を開始する前または実施者が FRAND 条件の評価・判定を管轄裁判所に求める前

センター（前述の EPO の協力を得て EUIPO 内に設置されたコンピテンスセンターあるいは EPO 内に設置されたコンピテンスセンター）が作成する調停人候補の名簿は、SEP 問題に詳しい欧州各国の弁護士、欧州弁理士などで作られるべきであり、各裁判所で蓄積されてきた様々な考え方にも精通した専門家を選んで名簿に載せるべきである。欧州には SEP 問題に精通した数多くの専門家があり、EPO や各国裁判所、UPC⁽¹³⁾ などの協力も得ながら人選すれば、調停人の FRAND 裁定の能力・資質の問題は、全く心配する必要のない問題であると言える。

後者の、欧州に設置される機関がグローバルな条件について決定者となってよいのかという管轄権類似の問題は、たしかに難しい問題のひとつではある。欧州外の外国特許を含むようなライセンスの条件を決定する権限を欧州内の機関は有していないという懸念や批判である。

ここで重要なことは、欧州の機関は SEP ライセンスの対象となる個別特許について、欧州外の外国特許の有効性や充足性（必須性）を判断するわけではない。当事者が欧州外の外国特許の価値（有効性や充足性（必須性））について争う意思があれば、その特許が存在する国で争うことができる。当事者は各国で特許の価値（有効性や充足性（必須性））について争う権利は奪われていない。

その一方で、SEP ライセンスに関する紛争を解決する場合、特定の国や地域のみ SEP に限定したライセンス条件に当事者が合意できたとしても、通常、SEP ライセンス紛争はグローバルな特許とグローバルなビジネスに及ぶ紛争であるため、当事者間の紛争は終わることはない。SEP の紛争解決を促進するためには、信頼できる機関がグローバルな FRAND ライセンス条件を示して紛争を解決する枠組みがあることが望ましく、さらに、SEP ライセンスに関する透明性・予見可能性を高める枠組みを実現するうえでも、FRAND ライセンスについての統一的な考え方を適用する一つの機関によって、グローバルな FRAND ライセンス条件が示されることが望ましい。欧州の機関は欧州外の他国の特許の価値を算定することができないという意見はその通りではあるが、他国の特許の有効性や充足性（必須性）を他国で争うことができることを担保しつつ、信頼できる機関がグローバルな FRAND ライセンス条件を示すことは、SEP ライセンスに関する紛争解決の複雑さを解消し、透明性・予見可能性を高める枠組みを作ることであり、今、そのような役割を有する機関を作るのに最も適しており最も意欲的なのは欧州であると言える。欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案は、上述のような信頼できる機関がグローバルな FRAND ライセンス条件を示す一つの解である。

なお、グローバルな SEP ライセンスについて争いがある当事者間で、欧州が他の国や地域に比較して相対的に重要ではない場合、すなわち、実施者の全世界の事業の中で欧州における事業が占める割合が非常に少ない場合、あるいは、SEP 保有者が保有する世界全体の SEP のうち欧州における SEP の割合が非常に少ないなどの理由で、グローバル SEP ライセンスにおける欧州 SEP が影響する割合が非常に小さい場合は、欧州でグローバルな条件での FRAND 裁定はなされるべきではないと考える。紛争当事者の双方から求めがあった場合は別にして、当事者間のグローバルな SEP ライセンスへの影響が極めて小さい国・地域の裁判所や独立機関は、グローバルな FRAND 条件の決定に関与するべきではない。

(4) グローバルな累積ロイヤリティは出せるのか？

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案では、グローバルな累積ロイヤリティに関し、SEP 保有者が共同でコンピテンスセンターに累積ロイヤリティ額を通知することができるようになっている（規則案第 15 条第 1 項）。これに対しては、複数の SEP 保有者間で累積ロイヤリティ額が合意できるのかという懸念点があ

(13) 欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court）。統一特許裁判所協定（UPCA, Unified Patent Court Agreement）に基づいて設立された裁判所で、単一効特許（Unitary Patent）に関する侵害訴訟や特許取消訴訟を管轄する裁判所。統一特許裁判所の判決は、単一効特許について全批准国に効力を及ぼす。

る。特に既にグローバル SEP ライセンスを許諾した SEP 保有者にとっては既存のライセンス契約のロイヤルティ額を公表したくない場合も少なくないと思われる。欧州 SEP 規則案で SEP 保有者が共同でコンピテンスセンターに累積ロイヤルティ額を通知可能であると規定していても、実際に共同でコンピテンスセンターに累積ロイヤルティ額が通知されることは稀であると考えられる。これについては、各 SEP 保有者の意思が尊重される制度であることから、累積ロイヤルティ額が共同で通知される場合が少ないことしかたがない制度であると言える。

しかし、欧州 SEP 規則案におけるグローバル累積ロイヤルティに関する制度で価値が高いのは、SEP 保有者からの自発的通知の制度よりも、むしろ、SEP 保有者または実施者がコンピテンスセンターに拘束力のないグローバル累積ロイヤルティの専門家意見を求めることができる制度があることである⁽¹⁴⁾(規則案第 18 条第 1 項)。ある標準技術を使用した製品やサービスを提供するためには、グローバル累積ロイヤルティを知ることが、現在標準技術を使用して事業を行っている者だけでなく、これからそのような事業に参入する者にとって重要であり、また、SEP 保有者にとっても、予想されるグローバル累積ロイヤルティが算定され公表されることで、SEP のライセンス供与が容易になり、SEP ライセンスのコスト削減にもつながるというメリットがある。

このグローバルな累積ロイヤルティの算定についても、能力・資質がある調停人の選出が可能であるのか、また、欧州の機関がグローバルな価格決定者となってよいのかという懸念や批判があるが、この問題については上述の FRAND 裁定ができるかどうかの懸念点で述べた問題と同様であるので、この問題にどのように対処すべきかについては、ここでは省略する。

(5) 必須性チェックはできるのか？

SEP の必須性チェックはできるのかという懸念や批判がある。欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案では、コンピテンスセンターによって任命された評価者が登録簿に登録された SEP の必須性をチェックすることになっている(規則案第 28 条)。コンピテンスセンターは毎年サンプルを選び評価者に必須性チェックをさせる(規則案第 29 条第 1 項)。SEP 保有者および SEP 実施者の双方は、SEP の必須性チェックのために、各々毎年最大 100 件まで、登録簿に登録された SEP を自主的に提案することが可能である(同条第 5 項および第 6 項)。

SEP の必須性チェックはできるのかという懸念や批判は、コンピテンスセンターによって任命された評価者に SEP の必須性チェックができる能力や資質があるかという問題と、SEP の必須性チェックは数が多く、リソースが足りるのかという問題の二つに分けられる。

前者の問題は、前述した「EUIPO という特許に不慣れな機関」の懸念と同じ問題に起因した懸念事項であると言えるが、欧州には非常に多くの特許の専門家がおり、前述したように EPO との協力関係の下でこの枠組みを運用することができれば、コンピテンスセンターが任命する評価者に特許の充足性(必須性)が判断できる人材を揃えることは、それほど難しいことではないと思われる。

後者の問題は、SEP 保有者は必須性に自信がある特許を、実施者は必須性が怪しい特許をできるだけ多く必須性チェックにかけたいはずであり、必須性チェックの対象となる特許の数は極めて多くなり、SEP の必須性チェックを限られた人数の評価者がこなせるのかという心配は拭えない。しかし、各 SEP 保有者及び各実施者からの自主的な提案は、リソースを考慮して年間 100 件までと決められた経緯があり、欧州

(14) SEP 保有者または実施者は、累積ロイヤルティに関する拘束力のない専門家の意見をコンピテンスセンターに要請することができ(規則案第 18 条第 1 項)、利害関係者の参加も可能な制度となっている(同第 5 項)。なお、当該標準規格の全 SEP の少なくとも 20% を占める SEP 保有者、少なくとも EU 内で 10% の市場シェアを有する実施者又は 10 以上の中小企業が参加を求めている場合には、コンピテンスセンターは、関連技術分野の適切な経歴を持つ調停人名簿から選出された 3 名の調停人からなるパネルを任命することになっている(同第 6 項)。

SEP 規則案で定められた必須性チェックのやり方はリソース確保も想定したうえでの案である。そして、必須性チェックを実際に始めてみて、もし、リソースが足りないようであれば、各 SEP 保有者や各実施者からの自主的な提案の上限は、状況に応じて、年間 100 件よりも少ない数に制限することを考えてもよいかもしれない。

重要なことは、コンピテンスセンターが任命する評価者による必須性チェックの結果がたとえ拘束力のないものだとしても、必須性が確かな SEP については「必須性あり」との評価者の評価結果が登録簿に登録され、必須性が無い SEP については「必須性なし」との評価者の評価結果が登録簿に登録され、データベースで見ることができるようになることである。必須性が評価済みの特許が増えていくことによって、グローバル SEP ライセンスの交渉において必須性のない特許がライセンスオファから除外されていくことが予想され、SEP 使用者側も多数の特許を束にした SEP ライセンスオファに対して安心してライセンス取得を検討することができるようになるであろう。また、前述したとおり、SEP のロイヤルティは、その標準に関する SEP の全件数に占める保有 SEP 件数の割合に応じてロイヤルティが算出される実務慣行もあるため、必須性のない特許が標準に関する SEP から除外されていくことは、SEP 保有者にとってもメリットがあることであろう。

(6) SEP 保有者に過度な負担を強いる制度

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案に対しては、SEP 保有者に過度な負担を強いるとの懸念や批判がある。この懸念や批判のひとつは、SEP 保有者に課せられる登録簿への SEP 登録義務が SEP 保有者に過度な負担を強いるというものであり、もうひとつは、グローバル FRAND 裁定、グローバルな累積ロイヤルティ算定、必須性チェックなどで、SEP 保有者に過度な金銭的負担が生じる可能性があるというものである。

SEP 保有者に課せられる登録簿への SEP 登録義務は、たしかに SEP 保有者にとって手間がかかるものではあるが、多くの SDO では、標準化プロセスへの参加者に対して、その参加者が保有するすべての SEP を申告してその SEP について FRAND 条件でライセンスすることを宣言するよう IPR ポリシーで義務づけているため、欧州 SEP 規則案の SEP 登録簿に再度 SEP を登録することになるとしても、SEP 保有者にとって当該標準規格に関する SEP の抽出は既に済んでいることであり、あまり大きな手間にはならないように思われる。

SDO によっては、特許を特定しない包括的な SEP 保有宣言で構わないとしている SDO もあり、このような場合、SEP 保有者に登録簿へ SEP を登録する義務が課せられることは、SEP 保有者にとってかなりの負担にはなる可能性はある。しかし、SEP 保有者にとって、自己の保有 SEP を明らかにしないかぎり、その SEP 保有者が保有する SEP 件数が当該標準技術の SEP 件数全体に占める割合もわからないため、その SEP 保有者が獲得すべきロイヤルティも算定できないことになるはずである。また、SEP 保有者が自己の保有 SEP を明らかにしない場合は、SEP の必須性の判断のしようもないため、結局、SEP ライセンスに関する当事者間での合意も進まなくなるおそれがある。SEP 保有者が自己の保有 SEP を明らかにすることは、SEP ライセンスの交渉においては不可欠なことであり、SDO で特許を特定しない包括的な SEP 保有宣言をした SEP 保有者の場合であっても、SEP 登録簿への登録は必要なことである。そして、SEP 登録簿への登録によって、SEP 実施者にとっての透明性・予見可能性は高まり、SEP ライセンス交渉も効率化するため、登録簿への SEP 登録は、SEP 保有者にとっても有益なものになるはずである。

もうひとつの懸念点である、SEP 保有者に過度な金銭的負担が生じる可能性については、SEP 保有者に金銭的負担を集中させるのではなく、各枠組みの手続きの当事者（すなわち、FRAND 裁定、累積ロイヤルティ算定、必須性チェックなどで、手続きに関与する SEP 保有者、実施者、参加する利害関係者など）で、バランスの取れた費用負担をすることが望ましい。また、この欧州 SEP 規則案の枠組みを利用してその価値を享受する者は、FRAND 裁定、累積ロイヤルティ算定、必須性チェックなどの手続きに実際に関与する

者だけに限られない。登録簿に登録された SEP 情報や必須性チェックなどを含めた様々な SEP に関する情報をデータベースを介して閲覧する者も、この欧州 SEP 規則案の枠組みを利用してその価値を享受する者に含まれる。データベースの利用料金なども含め、SEP 情報を利用する者にも広く金銭的な費用負担を求めることで、SEP 保有者のみに過度に金銭的負担が集中しないよう制度設計することが望ましい。

6. 今後への期待

ここまで、欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案が、SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上し、現在の予測性が低く断片的かつ非効率的な SEP ライセンス環境を是正するための価値ある取り組みであったことについて述べ、欧州 SEP 規則案の懸念点や批判について、どのようにして対処していくべきか、私見を述べた。

欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案は撤回され、今後の動向が注目されるが、最後に、欧州委員会をはじめとする欧州での SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上する取り組みへの今後の期待を述べて、結びとしたい。

欧州委員会は欧州 SEP 規則案の撤回時に、別の提案を提出するか、異なるタイプのアプローチを選択するか検討するとしたが、その後の動きは公表していない。しかしながら、SEP に関する分野で、一貫した透明で予見可能性のある解決制度を一機関がワンストップで実現するという欧州委員会の理念は素晴らしいものであり、新たな規則案を提案するにしても、全く異なるタイプのアプローチをとるとしても、その理念を実現するための活動を継続して推進し、透明性・予見可能性の高い枠組みを完成してくれることを望みたい。

特に、欧州委員会が提案した欧州 SEP 規則案は優れた部分が多く、懸念点や批判には前章の考え方を適用することを含め修正して進めていくことは十分可能であると思われる。特に、欧州 SEP 規則案では、①中央 SEP 登録データベースの設置、②独立した専門家による SEP の必須性チェック、③ SEP の累積ロイヤリティがわかる仕組み、④独立機関による一元的 FRAND 裁定の 4 本柱を一機関がワンストップで実施する点が優れているが、この 4 本柱の全てを同時に実行することが困難なのであれば、一つまたは二つを選択して開始するだけでも価値がある。特に、①と②は、③と④に比べて難易度が高くなく、まずは①と②を実現するだけでも価値があるのではなかろうか。

また、UPC も、最近、SEP 紛争を一元化し調和させる可能性のあるフォーラムとして急浮上してきている。UPC には、2023 年 6 月 1 日の設立以降、2024 年末までの 19 か月で、計 23 件の SEP 関連の訴訟が提起されたが、UPC 最初の FRAND 判決である Panasonic v. Oppo⁽¹⁵⁾ およびその後の Huawei v. Netgear⁽¹⁶⁾ には、これまで欧州司法裁判所や加盟国各国の裁判所が示してきた SEP 誠実交渉義務の解釈や判断手法を統一的に明らかにし、透明性・予見可能性を高め、FRAND 紛争解決の中心的役割を果たす裁判所となろうとしている強い意気込みが感じられる。また、2025 年に設立され 2026 年初頭に運用準備を終える予定である UPC の特許調停仲裁センター⁽¹⁷⁾ では、裁判外紛争解決手続を通じたグローバルな SEP 紛争を解決するための専用フォーラムを提供するため、SEP が関与する紛争に関する専用の手続的枠組みを、仲裁規則、調停規則の双方に含める予定である⁽¹⁸⁾。UPC の今後の動きにも注目していきたい。

(15) 2024 年 11 月 22 日 UPC Mannheim Local Division

(16) 2024 年 12 月 18 日 UPC Munich Local Division

(17) PMAC, Patent Mediation and Arbitration Centre

<https://www.unifiedpatentcourt.org/en/court/patent-mediation-and-arbitration-centre>

(18) 2025 年 6 月 5 日に調停規則草案および仲裁規則草案が公表されている。

7. おわりに

SEP ライセンスの透明性・予見可能性を高める仕組みづくりは、非常に重要な取り組みであり、世界のどこかで誰かが実現することに大きな意味がある。今後も欧州の動きに期待をしながら注目していきたい。本稿が、今後、SEPに関わる実務者にとって、SEP ライセンスの透明性・予見可能性を向上するための議論の深化の一助になれば幸いである⁽¹⁹⁾。

(19) 本稿執筆後、重要な動きが2つあったため記載しておきたい。

1. 欧州委員会は、2025年7月16日に欧州SEP規則案を撤回する正式決定をしたが、2025年11月14日、欧州議会は欧州委員会を相手取って欧州司法裁判所（CJEU）に当該撤回の決定の無効化を求めて提訴した（2026年1月5日欧州委員会発表 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202600089）。CJEUの判断にはしばらく時間がかかると思われるが今後の動きに注目していきたい。
2. 2026年1月19日、東京地方裁判所知的財産権部が、4つの部（民事第29部、第40部、第46部及び第47部）の共同名義で、「標準必須特許（SEP）に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」を公表した。また、東京地方裁判所知的財産権部は、2026年2月からSEP調停（SEP Judicial Mediation（SEPJM））を開始した。いずれも、グローバルなSEP紛争を一機関が一元的に且つ迅速に解決する意欲的な取り組みであり、SEPライセンスの透明性・予見可能性を向上するうえでも極めて重要な動きであると言える。日本におけるこれらの動きについては、今後も高度の関心をもって注視し続ける必要がある。